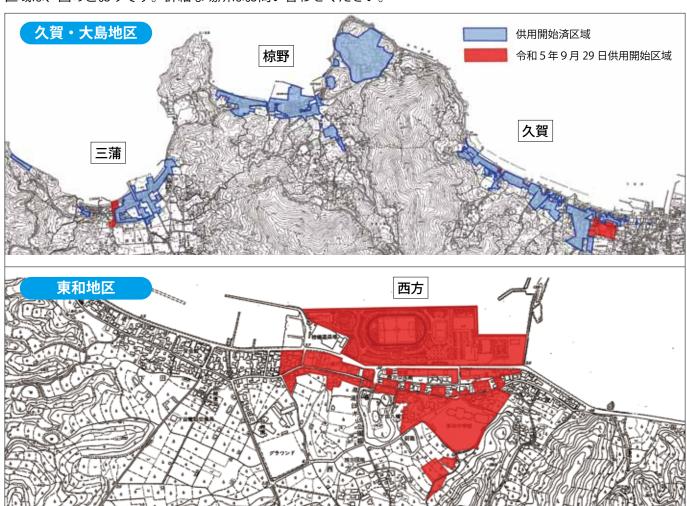
公共下水道が一部供用開始されました

久賀・大島・東和地区

周防大島町公共下水道の一部区域(久賀・西三蒲・西方)が9月29日に供用開始されました。使用できる予定 区域は、図のとおりです。詳細な場所はお問い合わせください。



◆下水道を使用するための排水設備工事(排水接続工事)にかかる手続きの流れ

1. 町排水設備指定工事店へ見積依頼

指定工事店等の情報は、町ホームペー ジ(くらしの情報→生活環境→下水道供 用開始後の必要な手続き等について)に 掲載していますが、不明な場合はお問い ^{手続きページへ} 合わせください。



町内外で業者が登録されていますが、2社以上から 見積もりを徴収することをお勧めします。

2. 接続工事の契約締結・排水設備計画確認申請

施工方法や費用など十分な打ち合わせを行い、指定工 事店と契約してください。指定工事店が書類を作成し、 町に提出します。(※供用開始日以後にご提出ください)

3. 排水設備確認書の交付

町が申請書類を確認し、申請者に確認書を交付します。

4. 工事着手届・工事完了届の提出

町に着手届を提出し、工事に着手します。工事完了後、 町に完了届を提出します。

5. 工事完了検査・工事検査済証の交付

申請者立ち会いのもと、排水設備の完了検査を実施

完了検査後、町から検査済証を交付します。

6. 下水道使用開始届

町に使用開始届を提出し、下水道を使用することが できます。

◆汲み取りは従来どおり行われます

「下水道が整備された地区は汲み取りに来なくなるの?」との問い合わせがありますが、そのようなことはあり ません。従来どおり汲み取りは行われます。

問い合わせ 下水道課 🕾 0820-79-1014